

【第3回 研究会】

シンポジウム

# 「コミュニケーションとしての研究の倫理」

2006年7月31日

立命館大学衣笠キャンパス創思館303・304号室

【第1報告】

## コミュニケーションとしての研究の倫理

——行動的対人援助の研究の現場から——

望月 昭

(立命館大学大学院応用人間科学研究科)

はじめに

今回、このシリーズで人間科学研究所として研究倫理を考えるというのは、背景としましては、立命館大学全体の研究倫理委員会が今立ち上がろうとしていることがあります。そのワーキンググループ的な意味合いも持つということがひとつあります。いきなり、どこかで作ってしまっただけと出すというのではなくて、完成までに色々な議論を公開して、こういう文脈でこういうものが需要だという趣旨等について共有していく必要があるだろうということです。今、各大学で研究倫理委員会がほとんど出来ていまして、うちは後発ということになるのですが、その分、何かもう少し考えたものをつくれないうかが、という背景があります。

私自身は、研究としては、いわゆる障害のある個人、特に知的障害のある人の自己決定の問題とか、広くコミュニケーションの問題をずっとやっております。それをやる中で、倫理的問題には非常に日常茶飯事のようにぶつかっているわけです。そういうなかで「研究をするということは何なのか」

ということをしよっちゅう考えますし、応用人間科学研究科の学生に対する教育でもそのことは非常に基本的な問題になっています。

研究倫理と言いますと、研究とは別に何か横にくっついた特別な措置のような印象もありますが、実は研究倫理を考えるということは、まさに研究の目的そのものを考え直すということでもあるわけです。昨今、研究費流用など日常で色々な問題が起こっている、こういうなかで研究倫理を考えようというと、あまり狭く考えすぎてしまうというか、何か罰則規定をつくれればそれでいいのかというような流れになるのを恐れまして、深く、広く考える時間を持たないかということを考えています。

もちろん差し迫った問題でもあるので、せめて、そういう大きな問題として研究倫理を考えるスタンスがあるということ、それを基本に、各論としての具体的な規定を考えていくというふうに、作業を進められたらと考えています。今日は、今お話しした背景と人（理科系で言うとヒトの種というようにカタカナで書きますが）を対象とした研究、とりわけ臨床を含めた応用人間科学研究科のベースであります、「対人援助」に関する研究・実践において、倫理的議論の対象となる研究の意味を改めて確認してみようということです。

申し上げましたように、私は、個人的にも「倫理的課題」にしよっちゅうぶつかっております、どんなところで困っているのかということをお話したいと思います。そして、全体的に、今後のこの倫理的課題への対応というのがどんなスタンスや方向性を持つのかということ、今までの感想と言いますか、雑駁な方向性なようなものになると思いますがそうした話になりますが、どうぞご了解ください。

## 1. 研究「者」倫理と「研究」倫理

倫理的ルールですが、いわゆる臨床・発達・教育系の研究をする場合に、以下の3つの原則が一般的に示されています。「インフォームド・コンセント」、「プライバシーの保護」、「研究のフィードバック（成果の公表も含む）」です。『心理学・倫理ガイドブック』（発達心理学会，2000）という本があり

まして、心理学の実験をする学生や応用人間科学での修論をやる前にはこれを必読書としております。われわれは、この3つの原則を基本として考えていきますが、最近の流れとしてはどういうふうな受けとめられ方をするのかというと、研究倫理ということが「研究者倫理」となってしまうように思います。例の研究費流用など、不祥事もけっこう起こっています。そうすると、研究倫理を考えるとということは、うっかりすると、何か研究者個人のモラルのようなものに帰属するかのような論調があるのではないかと。そして、研究倫理をルールとしてつくとか、明文化していく機能は、もっぱら非倫理的行動を「罰」とか「負の強化」（罰を避けるために維持されている状況）の随伴性と言いますか、行動に伴う結果のあり方としてそういったネガティブなもので減少させていくためのルールというようなニュアンスがあるのではないかと。これは行動分析の基本的な原理ですが、罰や負の強化による（嫌悪的刺激を用いた）人間の行動に対する統制というものは、一般的に逃避、回避、攻撃というものしか生まない。そして、攻撃的な対抗制御（カウンターコントロール）というものを生んでしまう。罰による、あるいは負の強化によって統制される、つまり嫌々ながらそれに従うという状況が不可能な場合には、たとえば最近のJR西日本の事故で運転手さんがオーバーランのミスをして、また罰をくらうというようなそんな状況で行動が統制されている場合には、適応的行動がとれないで、ただパニックになってしまう。アクチベーション・シンドローム（Activation syndrome）という用語がありますように、適正な行動がとれなくなってしまうわけです。

極端な言い方かもしれませんが、これからかたちをつくらうとしている倫理委員会とか、倫理規則のようなものが、単に非倫理的行動禁止条項の羅列のような倫理規定のつくり方で、はたしてうまくいくかどうかということです。ちょうど交通違反をしてしまった時に、「チクショウ、運が悪かった」のような感じの規則になってしまう。そうすると、それを積極的に遵守するという方向にもならないし、うっかりすれば、罰を避けるための逃避的行動、そのひとつである隠蔽などの方向の行動ばかりが目立ってしまうようなことにならないかという心配があります。

では、「倫理的行動」とはということなのか。現在、ここで研究者倫理とか、研究者の行動倫理と言われているものの内容を見ますと、結局、「非倫理的行動をしないこと」であるという位置づけになっています。必ずしも、積極的に倫理行動を促進するような状況や仕組みではないという印象があります。そうしたなかで我々が対人援助ということを考える時に問題になるのは、研究者と対象者の関係です、今日はこの辺りをいちばん焦点化してお話ししていこうと思います。

非倫理的行動をしない、つまり、先ほど言ったような消極的な意味づけのなかでは、もう研究者と対象者というものが、極めて対立的な構図として位置づけられてしまう。これは、これまで2回の研究会でもありましたように、対象者の権利が基本的なテーマであることは当然ですが、「研究者の保護とか、研究者の権利の問題とはどうなるか」というような発言が出た時に、フロアーからも、「ここで研究者の権利の問題が出てくるとは思わなかった」と、今はそういう時代ではないでしょ、というような言い様があって、対象者の権利と研究者の権利は、一種のトレード・オフ (trade-off) のような位置づけができてしまっているような感じがします。たしかに対象者の権利を守ることが大事であることは言うまでもないのですが、そういう対立的な図式の中で、研究者個人の行動を、対象者の権利と相容れないトレードオフなかたちでとらえてしまう見方は、(研究の本来の意味を問うという基本的倫理問題の) 本質から外れてしまわないか。ただただ「べからず集」みたいなものが研究者に押しつけられる結果になってしまうのではないか。こういうふうに話をしていると、もうすでに抵抗を感じている方もいらっしゃるかもしれません。研究者が今まで好き勝手なことをやってきたというのをどう押さえるかというのがこのテーマなのだということに、なんとなく常識的な、ポリテリカル・ジャスティスというかたちができているような気がします。本当にその図式の中でやっていってもよいのかという問題があります。いわゆる研究促進と対象者の利益というものは、トレードオフではなく、共に増大するための仕組みというかたちでの枠組みを考える必要があるのではないか。

研究倫理を考える図式というのは、実はそのことを増大するような機能を

持っている必要があるのではないか。具体的にはどうなのだと問われればはつきりしたものではありませんが、そういうつもりでやっていかなければ、先ほどのうっかりすると「JRの日勤教育」のようなルール集のようなものができてしまうのではないかと考えます。

## 2. 対人援助の研究倫理

ここからは、私の専門と申しますか、今までの対象であった障害がある個人に対する対応に関する、いわゆる「対人援助」と言われるような実践研究をする場合のことを念頭にお話ししていきたいと思えます。ご紹介するコンテンツは、私の授業でいうと、「応用行動分析学」と「行動分析学特論」の2005年から2006年あたりの内容です。

### 3-1 研究とは何か？

#### 研究・実践の意味

行動分析学の基本的作業は「記述（記録）」であると言われる。

その内容

・対象となる個人（あるいは集団）の行動（従属変数）と、それに関わる環境設定（独立変数：教授内容・援助環境）の関係を公共的な形で表記すること

#### 研究：それは言語行動である

このような内容を記述する行動（コミュニケーション）の機能はどのようなものか？

機能：いったいどんな強化随伴性がそこにはあるか？

9

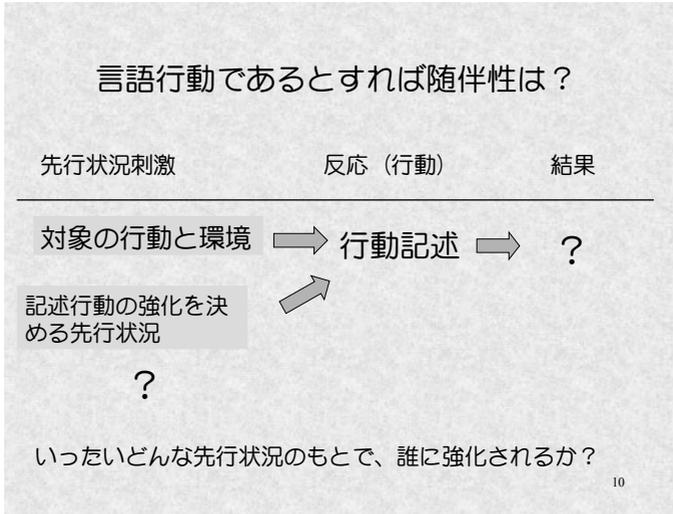
研究倫理の基本を考えるという趣旨のもとで私が言っていることは、なぜそもそも発表、あるいは研究をするのかという問いに始まります。そこで、積極的に「公正さ」が求められる理由というのは、本当は何なのかということを考えていくわけです。研究実践の意味とは、私の専門である行動分析学

という立場であるので、そのような書き方をしていますが、基本的な作業とは、記述、記録をとるということであると（3-1）。その内容とは、対象となる個人あるいは集団の行動（従属変数）と、それにかかわる環境設定（独立変数）ですが、これらは後でお話しをする「教授内容」とか「援助環境」というものがそれにあたります。その個人の行動と環境との間の関係を公共的なかたちで表記するということが仕事の基本である。ここで表記すること（記述していくこと）は、メモをとるという意味ではありません。研究はあくまでも言語行動であるということを特に強調するものです。言語行動である以上、聞き手がいるわけで、聞き手によって我々の言葉で言うと「強化」を受けて、それが存続するというような構造であろうというわけです。では、そのような内容を持つ行動、ここではコミュニケーションと一括して言いますが、その機能とはそもそもどういうものなのか。そういうことを報告して、我々はどのような結果を経てその行動を維持しているのかどうかをたえず考えようということです。

行動分析学の特徴は、対象に対する行動の分析の枠組みを、そのまま我々の研究者、あるいは、実践者の行動の仕組みの枠組みも使えるという便利点にあります。そのことは、まさに自分が一体何でやっているのかとか、何で評価されてこのことをしているのかということをつたえず考える材料となります。

3-2は、（研究という）言語行動について、その随伴性、要するにその結果はどのようなものかという図式です。先行状況の刺激があつて、我々の行動があつて、結果は一体何なのか。こういう図式でたえず我々の研究行動を考えようということです。先行刺激としては、まず記述する対象となる行動と環境との関係があります。もちろん、それだけが動機になるのではなくて、先行刺激としては、その記述行動の評価、つまりそれを支えるものを決める先行状況（確立刺激：Establishing stimulus）が色々あります。そのもとで行動記述をして、何らかの結果を得るということになります。この場合に、一体どんな先行状況のもとで誰に評価されているのか。我々の行動は何で維持されているのかということについてたえず考えなければならないというこ

### 3-2 行動記述（研究）行動の随伴性

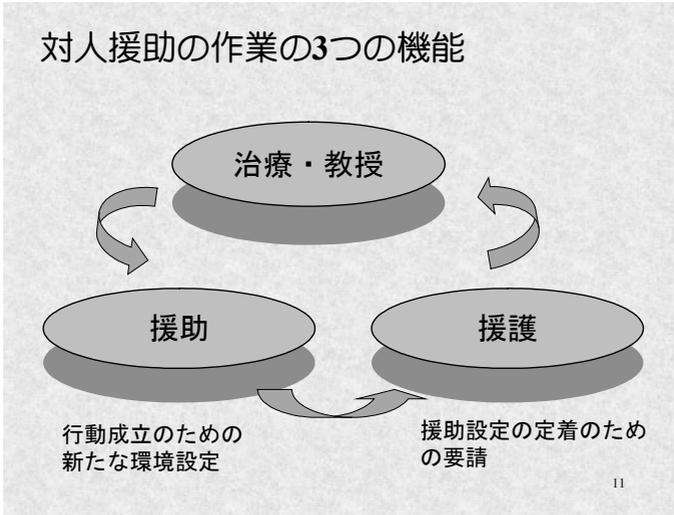


とから始まります。先行刺激の中には、例えば、卒論、修論の締め切りの指令とかいうものが入ってきます。そして、行動を記述した結果というものは、先生からの「評価」「成績」というものである場合があります。それから、もちろん本人のプロモーションのような評価になる場合もあります。この結果が言語行動を維持していくわけですが、対人援助にかかわる実践・研究について考えてみます。

ここで、言語行動がどのように機能していくかということを考える時の、対人援助の三つの機能についてご紹介します（3-3）。

対人援助の実践では、「治療・教授」と言われるものと、「援助」と「援護」という三つの機能があると考えます。「治療教授」というのは、いわゆる対象者、知的障害などがある人に対してリハビリテーション的なことをする。一般的な数値に近づけるために何か教えていくという本人を変える方の作業です。「援助」とは、行動成立のための新たな環境設定です。これは対象者本人を変えるということではなくて、それがあれば、ある種の行動が成立する、そのためには一体何が必要か、そういう今までなかった環境設定を導入

### 3-3 対人援助研究（実践）の3つの機能



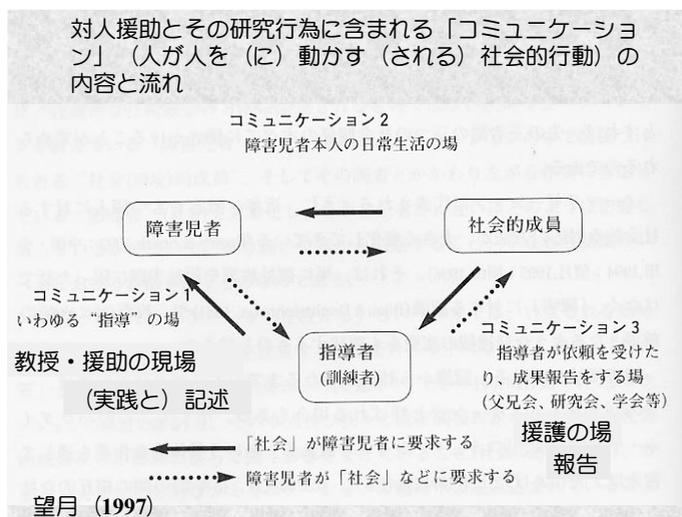
する作業を「援助」と言います。一般的な「援助」ではなくここではそのようなものに限定します。そして、今までになかった環境設定ですから、それが現在ないので個人なり、あるグループの人が行動できないということであれば、それを社会に恒常的に配置してもらうような要請の作業が必要になってくる。これを「援護」と言います。

対人援助はどのようなふうに行なわれてきたかと言うと、この三つの作業がぐるぐる回ると言いますか、連環的な作業で進展していくものと考えerわけです。とりわけ最近のやり方としては、障害のある人に関する対応としては、まず援助設定というものを優先します。本人がリハビリテーションで、いわゆる「同化」していくという作業をするのではなくて、何かしら環境設定の変更をしていく。それによって、先送りするのではなくて、可能なかぎり「今、ある行動を成立させよう」というわけです。そうなるとう当然、重要なことは、この援助作業に伴う「援護」です。社会にそうした環境の定着を要請するというのは不可欠な問題になってくるわけです。それが一応認められた段階で、そのことを前提に、新しい個人の適応の作業（＝治療・教授）をしていく。

これがぐるぐる回ってだんだん本人の負担が少なく、色々な行動の選択肢が増えていくという発展があるという図です。こういう図式のもとに、対人援助にかかわる色々な作業や研究を行っているわけです。

次に、今言ったような作業を考えつつ、今までいわゆる障害のある人に対する「トリートメント」(対応) というものがどんなふうになされていたかというのを表わす図ですが、これをコミュニケーションの流れとして表わしています(3-4)。

### 3-4 対人援助にかかわるコミュニケーションの流れ(望月, 1997)



コミュニケーションとは、人が人を動かす、あるいは、人に動かされる社会的行動であると考えています。これは1997年当時のテキスト(望月,1997)に描いた図式です。ここでは、いわゆる「コミュニケーション指導」と言われているものは、(先に述べた「治療・教授」の作業のみではなく)実践・研究を行う「指導者」(訓練者)、対象者(障害児者)、社会的成員、という三者間のコミュニケーションとして行なわれているのだということを示したものです。

先ほどの「教授・治療」に関する問題は、ひと頃、障害者に対する特殊教

育などでメインな作業になってきたわけですが、そこではコミュニケーションの流れはどうなったのかと言いますと、我々は依頼する（クライアント）人間に頼まれて、障害児者の行動を変えていくコミュニケーションの流れがあったという図式です（図中の実線の矢印）。それに対して、「援助設定」を優先していくという作業は、単に環境を変えていくというと簡単に聞こえますが、このコミュニケーションの流れで考えると、それまでの方向とは逆の流れを作る（という、しんどい）作業が含まれていることがあり、むしろその作業がメインになる場合が多くなっているわけです。

障害児者（対象者）と「指導者」のあいだで作業をする過程で、これがあれば、この人はこういうことができるのだということが発見された場合、それを社会的成員に伝えていくというかたちになります。一般的な社会的成員である場合もありますし、時によっては、障害者の教育や福祉的な場面で、対象個人にトレーニングをしてくれとか、言語訓練をしてくれとか、そのように（教授作業の注文を）われわれ「訓練者」に注文を出してきたクライアント（対象者の保護者や援助組織）に対して、むしろ逆に、こちらから注文を出していくという事実が出てくる場合があります。20～30年前から対人援助の中での仕事というもののメインになっているものが、教授治療から「援助」に力点が変わってきたということは、このコミュニケーションの流れが変わってきたというふうにも表現できるのではないかと思います。

対人援助の実践場面において、これまでの事実報告というのは、「治療・教授」を中心に、本人の行動を変えて社会的適応に成功するというのが、割りと一般的な内容であり、とくに我々心理学をやっている人間の持分のようなものであったともいえます。そのような場合には、クライアント（注文主）から素直に社会的評価を受けることになります。ところが、これまでになかった「援助設定」の同定に成功したというかたちで研究が成立することが、最近の流れとしては多くあるわけです。この場合、もしも、クライアントの方はあくまでも本人の側の、適応のための作業を求めているような場合には、我々は必ずしも評価を受けないことになるわけです。

そこでいくつかの問題が起ってくるわけです。我々としては、だからこ

その公正さをチェックするような学会等で発表する必要が出てくるわけです。対人援助を学ぶ学生には、発表があつてこそその実践なのだということを、先ほどの適応的な方向（＝「治療・教授」）から、「援助」を中心に考えていくような対人援助にはどうしても必要なのだということを強調していくわけです。「治療・教授」の作業で、現在の環境に適応させるだけなら、それがうまくいった場合、狭いクライアントと援助者の間の世界で完結するので、実はあまり発表しなくてもいいわけです。ところが、「援助設定」が必要だという場合には、報告しなくては話にならない。これが必要なのであなたの方が変わってくださいということを発表することになる。そこで、最低限度の条件として、報告の説得力が必要となるわけです。ここで初めて研究の「公正さ」（integrity）やFFP、要するに発表した内容というものが、力を失わないようなルール、いわゆる研究倫理の非常に基本的な部分というものが効いてくるわけです。そのために守らなければならないのだよという積極的な動機が生ずるということです。

「対人援助」における対象者に対する倫理ですが、まとめて言いますと、研究の目的そのものにかかわる問題であつて、申し上げたように、研究プラス横っちょに研究倫理があるという問題ではないのです。そうではなく、対象者の利益、つまり行動の選択肢の拡大につながる、そのためのコミュニケーションの新しい流れに対して、研究行動が一致しているのかどうか問題だということです。このところをきちんと明示しておかないと、この対人援助領域の研究倫理としては不備なものであるということです。

### 3. 「対人援助」という危うい領域

ただし、対人援助だという点で、逆に危ない点というのがあるわけです。それは、APAのマニュアルにも書かれていることですが、援助している研究者の信念が「公正さ」を逆に阻害してしまう場合もあるということです。もちろん、それ（公正さを持たない報告は）は長期的な意味で「援助力」を失ってしまいます。

そして、あまりにも信念が強くて、対象者となる本人の援助要請の有無を

確認しない、あるいは継続的な研究の中で、「もうやめてもらいたい」というような機会を十分に与えていないということが、いちばん問題になるのではないかと思います。

この当事者と「善意の研究者」との関係のチェックシステムというのが、実は近年いちばん我々の領域で問題になっていることです。直近の援助者、つまり代理人（クライアント）ではなくて、対象となる当事者自身から援助実践に関する「対抗制御」（坂上，2004）として、「悪いけれどそれはもう（その援助は）いらないよ」というようなコミュニケーション回路をきちんと保障しているかどうか、ということです。このことは、技術的にももう少しつめる必要があるのではないかと思います。僕はその辺を専門にやってきました。ここに文献を挙げていますので参考にさせていただきたいと思います（Nozaki & Mochizuki, 1995; 望月, 2000）。例えば、非常に知的障害が重くて、一見代理人に頼らざるを得ないというシーンがあって、つい我々もそれに寄りかかってやってしまうところがありますが、本当は技術的には当事者に「もういらないよ」というメッセージを得ることは、（理念だけではなく）かなり合理的な手段を使ってモニターすることができるのです（Nozaki and Mochizuki, 1995）。

#### 4. 具体的な倫理的問題

最後に研究倫理にかかわる実例で、我々は実際に何に困っているのかということをお話しします。

まず学会からクレームやストップがかかるということがけっこうあります。我々が障害の重い人に対して「要求言語行動」や「自己決定」を教えるというときに、これらは非常に古い福祉体制の組織でやった研究なので、対象者が要求したり選択する内容に現実的には制限がありました。それについて、米国の査読者から、この研究はそういう非常に古い体制の環境だからこぞできる研究ではないか、と批判されてなかなか採択されなかったことがあります。われわれとしては、研究発表を通じてそうした状況を（環境設定の新設を要請する「援護」の意味としても）告発するという意図もあったので

すが、すでに対象者に対する権利の配慮がないという批判です。

それから、研究の成果が、直近の援助者（グループ）からストップをかけられるというシビアな場面もありました。我々が対象者に対応している時に、その「能力の証明」が福祉的サービスの定義（障害が重いがゆえに支給される補助金など）を低減させてしまう可能性があるというクレームです。この人はこんなにできるはずがないと。我々は、これがあればできますよという「援助設定」を込みにした実践で実現しているわけです。それは、個人の能力が拡大したというか、環境整備と込みで問題にしているのに、ともかくこれは発表されては困るよというクレームを受けた場合があります。

もう一点は、これは、対人援助の「援助設定」の同定のための実証的研究について、しばしば問題になるもので、これが一番、われわれ実証的研究をするものにとって考えるべき課題です。具体的には、重複障害のある成人を対象者として、携帯電話の使用の可能性に関する実践研究において体験したものです。それ（携帯電話の使用）を、彼らの生活する環境の中に常駐させられるのか、お金を払っていけるのかというのが基本的な問題だったのですが、その可能性がないものについて研究（＝発表）されては困るというものでした。我々は、実は「援護」の部分、携帯電話の料金について障害者に対する割引をさらに要請するという作業（＝援護）を込みに、一定の勝算を前提に研究計画を考えてきたのですが、それはあくまでも不確かなものであるから、「寝た子を起こすような研究をしてくれるな」というかたちでの発表にストップがかかったということがありました。

## まとめ

研究倫理委員会等を起こすにあたって、研究者と対象者（当事者）の対立という構図に陥ることなく、そして、（手続きに関する）非倫理行動の羅列ではなくて、研究それ自体の主題から倫理性についても積極的に考えるべきであろうということです。リアクティブ（臭いものにフタ）、プロアクティブ（前進的）という言葉をわれわれは使いますが、今申し上げたような問題というのは、けっこう研究対象それ自体としてもおもしろい話ではあるので

す。嫌なことを避けていくという意味ではなくて、積極的にそういうものを審査する過程を公開していく、それを明るく議論していくという場をつくっているような委員会みたいなものがないかということです。

それから、研究というものは、研究者の仕事のように思われますが、実は学生の教育の中にも含まれる問題でありまして、そもそも「研究発表」をするとはどういうことなのかということは非常に重要な教育内容です。学生も巻き込みながら、そういうことを問題にしていきたくて考えています。「発表する」というのは、すでに研究するということと同義だと思のですが、学生もあくまでも「研究者」として捉えるべきで、研究入門の1回生にも、ゼミの発表でも僕はそういうことを言っています。そこでは、これ（ゼミ内の発表）は先生からの宿題としてやるのではなくて、「社会に発表する」つもりで責任感を持って言いなさいよねと言います。もちろん、そこで問われる責任性は違いますが、研究倫理というものを、前向きなかたちでこれを取り上げていく方向で、教学も含んだものとしてこれを取り上げる必要があるのではないかと考えます。以上です。

#### ◇引用文献

- 望月昭（1997）「コミュニケーションを教えるとは」：小林重雄監修、山本淳一、加藤哲文編『応用行動分析学入門』、第1章. 学苑社.
- 望月昭（2000）行動分析の立場から表出援助（FTA）を考える。国立特殊教育総合研究所、特別研究報告書、81～93. (<http://www.ritsumei.ac.jp/kic/~mochi/FC.html>)
- 日本発達心理学会（2000）「心理学・倫理ガイドブック」、有斐閣.
- Nozaki & Mochizuki（1995）：Assessing choice making of a person with profound disabilities. The Journal of the Association for Persons with Severe Handicaps, 20(3),196-201.
- 坂上貴之（2004）倫理的行動と対抗制御—行動倫理学の可能性— 行動分析学研究、19(1)、5-17.

【司会 松原】

望月先生、ありがとうございました。お話にあったように、今立命館大学では全学的に研究倫理体制を整備しようという動きがありまして、人間科学研究所のワーキンググループもそれにかかわるというような状況になっています。大学としてどういう取組みがあるかということは別に、私たち研究者にとっての日常である研究の現場において、研究倫理というのはどういう局面で顕在化してくるのか。今のお話ですと、例えば、親御さんからクライアントとして障害をもったお子さんの教育に関する研究の依頼があって、その研究の結果、環境が変わるといった時に、そのクライアントとの軋轢が出てくる。もちろん研究対象者の保護というのが筆頭にくるのですが、研究自体が社会的な文脈を持っており、コミュニケーションであるかぎり、常に色々な局面で研究の本質にかかわる倫理的な決断とか判断とか、かかわりというのが問われてくるというお話だったと思います。今、望月先生が対人援助とかかたちでお話をしてくださいましたが、次に天田先生に調査ないしは社会学的な研究という文脈で、研究倫理が具体的にどのように現れてくるのかといったことをお話していただきたいと思います。では、天田先生、よろしくお願ひします。

## 【第二報告】

### 研究の遂行をめぐるいくつかの困難

——葛藤・摩擦・亀裂・断絶・対立——

天田 城介

(立命館大学大学院先端総学術研究科非常勤講師・  
大学院G P論文指導スタッフ)

#### はじめに——本日の発表の主題について

天田です。本日はよろしく願いいたします。

私が本日お話しする内容は、先ほど望月さんがお話しされたことにいくぶんかは重複する部分もありますが、むしろ私がこれまで「社会学」の立場から行ってきたフィールドワークにおいて経験してきた「研究の遂行をめぐるいくつかの困難」について、あるいは同じように研究・調査をしてきた友人・知人たちが巻き込まれざるを得なかったような「研究の遂行をめぐるいくつかの困難」についてお話をさせていただいた上で、そのことをどのように考えることが可能か、といったことをお話ししたいと思います。

望月さんのお話では、第一に、研究者と調査対象者／調査協力者の関係を「対立的な構図」として位置づけるだけではなく、研究促進と対象者の利益をともに増大するための仕組みが考え得るだろうということが指摘されました。第二に、研究それ自体が「言語行動」「言語実践」であるとすれば、いくつかの条件——提出期限や締切、研究者の動機や意図や利害などの諸条件——に制約されつつも、その言語活動／言語実践そのものの《機能》としては、調査者による調査対象者への《援助》のみならず、その「援助実践」のための《環境設定》を同定していくような社会的な側面や効果や影響といったものがあるといった点が言及されました。だが、第三として、同時にそうした研究の遂行には常に「危うさ」をも孕んでいることもまた事実であり、それらを踏まえつつ「研究倫理」なるものをどのように考えることができるかといったお話として拝聴しました。

私自身は上記の3点と概ね問題意識を共有しながらも、その「手前の作業」において、つまり「研究・調査を遂行する上でどのようなことが困難として立ち現われることがあるのか、その時にはどのように調整・対応することが可能か」といった話に限定して話をしたいと思います。そもそも「研究倫理とは何か?」「研究を遂行する上で倫理的であることとはいかなることか?」といった根本的な問題については、少なくとも私には分からないことですのでお話しすることができません。

これから話をする内容を先取りして要約すれば以下の3点に集約することができます。

第一に、基本的には「書きたいことを書くこと」がよいにしても、何がしかの現実を書くことによって調査に協力してくれた人たちや団体・機関（調査協力者を紹介してくれた人たちや組織を含む）との関係に軋轢・摩擦・亀裂が生じる場合があるため、きちんと適宜状況に応じて諸手続きを踏むことが必要であり、そのことによって「厄介な事態」や「面倒な事態」の諸々に巻き込まれることは概ね回避可能であることについて言及します——もちろん、当初、相手は同意・了解してくれていたが後になってそうではなくなったり、予期せざる事態になることによって、やはり「面倒なこと」に巻き込まれることはありますので、それによって完全に「解決」ということはありません。それでも、この場面において様々な諸手続きを踏むことによって「調整・対応可能なこと」があります。この点を押さえておくことは大切です。

第二に、上記の「調整・対応可能なこと」は重要なことではあるが、それはいうなれば「心構え論」「手続き論」の範囲の話であり、いわば「トラブルを適宜回避するための諸手続き」に過ぎないともいえます——したがって、それ以上でもそれ以下でもない。だとすれば、説明するまでもなく、「調整・対応可能なこと」は「倫理的であること」それ自体を意味しないのであり、「(おおよその場合)トラブル回避のための諸手続き」と「研究において倫理的であること」はさしあたり分けて考えるべきであろうし、その上で、両者がどのように接続するのか／しないのかについて考えるべきであろう、とい

ったことについて話をします。ただ、本日は時間的な制約のため、前者についてのみ論及するにとどめます。

第三点目として、時間が許せば僅かに触れる程度でも話したいと思っておりますが、研究において「倫理的であること」は「心構え論」「手続き論」に還元されるような問題ではないとすれば、この「倫理的であること」をめぐる「厄介で難しい問い」についてはどのように考え得るのかについて指摘したいと思っています。

## 1. 調査聴力者」における「利害」や「コンフリクト」をめぐる

先述したように、《研究において「倫理的であること」とは何か?》という問いは、簡単には解は出ない／出してはいけない「問い」だと思います。たとえば、調査を遂行する中で知り得た事柄について、どこまで、どの程度、調査協力者に同意を得るべきか、あるいは同意を得た上でもどこまで、どのように発表してよいのか／発表してはならないのか、どのように調査協力者と距離をとるべきか、といったことについては、論理的に解はないと思います。更には、同意を得ることが困難な人たちを対象に研究を遂行してはならないとはいえないし、調査によって調査協力者が「利得」を得ながらも、同時に（調査者の予測に反して）「損失」を被ってしまった場合、それらの研究は必ずしも倫理的ではないともいえない。だとすれば、一般的にいわれている〈研究倫理なるもの〉において語られる「説明と同意」「プライバシー」等々では射程・照射できないような、「倫理的であること」をめぐる思考すべき「問い」は山ほどあるといえるでしょう。

とはいえ——前置きが長くなり恐縮ですが——、先述したように、その「手前の作業」として「研究をめぐるいくつかの困難」に対してやっておくべき作業もたくさんあります。

第一に、たとえば社会学の研究・調査——とりわけ聞き取り調査など——において、調査協力者とその家族との「利害」や「コンフリクト」——葛藤・摩擦・亀裂・断絶・対立など——を記述する場合に立ち現れる（ことがある）困難があります。

実際に、その記述によって調査協力者が何がしかの「損失」を被ってしまう事態があります。あるいは「損失」とまでいかなくとも「厄介な事態」になったり、家族の関係が悪くなったりして「居心地の悪さ」を感受してしまうことがある。具体的には、病や障害をもつ当事者は自分の家族との利害やコンフリクトを記述することに当初は同意してくれていたが、発表をその家族から反対されてしまい、その結果、当事者本人の意思もゆらいでしまう時があります。あるいは、夫から暴力を受けている女性とその夫との「利害」や「関係」について記述する場合、その女性が（自分の知らぬ間に）調査に協力していたこと自体に腹を立てた夫がその女性に対する暴力を一層強化してしまうといった場合。あるいは、たとえば難病をもつ新生児の「治療の中止・差し控え」の問題や「虐待」の問題を記述しようとして、そこでの幼児と親の「利害」や「コンフリクト」や「暴力」を記述する場合、親からの同意をどのように位置づけておくかといったことが挙げられます。

このように押さえておく／踏まえておくべき諸条件がある時、予測的に判断可能なコンフリクトの事態を見極めて、どのように事前に調整・対応していくべきなのか。とりわけ調査協力者としての「利得」と「損失」をどのように考えるのか、あるいはそれをどのように説明し、どこまで、どの程度、同意を得るべきであるのか。結論から言いますと、これら全てについて説明し得る「解」は論理的に出ないのですが、それでも調査する側として事前／事後に調整・対応可能なことがあり、また距離のとり方の方法や工夫などがあります。その意味では、自らの研究設計に応じて「手練手管」でやっていくことが可能です。

先ほどの例で言えば、障害や病をもつ人とその家族との「利害」や「コンフリクト」を記述する場合——社会学ではこのような利害やコンフリクトを記述することがしばしばあるのですが——、それを記述し、発表をする段階において、家族からクレームがくることがある。本人が同意し、了解をしても、思わぬ余波として家族から猛反対を受け、そのことで本人と家族との関係が著しく悪化してしまう。そして、そのような事態になって、本人からも今回の調査はなかったことにしてほしいとか、あるいは発表したものを

何とかならないかと言われてしまい、右往左往してしまうといったことが生じることがあります。このような場合には、どこまで、どのように記述するのかについて相手に確認しておき、相互に了解しておくことが大切です。

第二に、調査協力者と家族とのあいだに「利害」や「コンフリクト」があるというだけではなくて、同じ団体・組織に属するメンバーたち（上記の例でいえば、患者団体や障害者団体など）や、調査協力者に日常的に深く関わっている人たち（上記の例でいえば、医者等の医療提供者や福祉提供者など）との「利害」や「コンフリクト」を記述する場合において生じる困難があります。

たとえば、医師との強烈なコンフリクトを記述する場合や、医師に対しての不満や憤怒の感情を記述する場合、いくつかの条件が重なっていると、その医師が相手を特定できてしまうことがあります。そうした状況ではかかりつけの医師や治療を受けている医師との関係が悪化してしまうことになる。場合によってはその治療を拒否されてしまうかもしれない。だが本人はその医師に継続的に診断・治療をしてもらいたいと思っているとすれば、研究それ自体において損失や不利益を被ってしまう場合などがあります。そうした状況が予測される場合には、そのことを相手がどのように考えているのかについて確認する必要があります。相手が「医師や病院名をぼやかすことなく明記してほしい」と強く望んでいる場合には概ねそれに応じていくということができますが、そうでない状況では事前にどこまで記述・公表するかについて相互に了解をしておく必要があります。

また、組織内における「利害」や「コンフリクト」を記述する場合、調査協力者や仲介した人たちが損失や不利益や居心地の悪さや面倒さを被ってしまうことがある。あるいは、医療・福祉・教育提供者との「利害」や「コンフリクト」を記述する場合では、その調査協力者が供給者とのあいだにおいて（結果的に）被ってしまう損失や不利益や居心地の悪さや面倒さを出来させてしまうことがあります。それらについても事前に適宜確認しておくことが求められます。

第三には、社会学の場合には実際に記述することが多いので、あまり想定

されることはありませんが、自らが「供給者」でありながら同時に「研究者」としてその場のコミュニケーションに関与する場合、業務の遂行と研究の遂行が両立し得ないこと、両立することが困難なことがあります。

また、研究者と調査協力者の利害も当然あります。例えば、「調査協力者が語りたくないこと」と「研究者が記述したいこと」の内容や位相が大きく食い違う場合、どのように折り合いをつけていくのか。あるいは、調査対象の個人と組織にとって「なかったことにしたい現実」「できれば隠しておきたい現実」「忘却したい現実」などを記述する場合、調整・調停しつつ記述することが求められます。難しいのは、ある現実を隠蔽・忘却することによってしか生きられない人たちが、その現実を語っていくことによって、逆に様々な苦悩や葛藤を呼び起こし、一層の生き辛さ・生き難さを召還してしまう時、それをどのようにフォローをしたり、カバーしたり、調整したりするのかといった問題が立ち現れてきます。

研究者が調査協力者に説明をし、同意・了解を得る。調査に入る段階で説明をし、また分析をする段階でも「現時点で私はこのように考えています」と説明をする。そして、記述をして、発表する段階においても「この媒体にてこのようなスタイルでこういった発表します」いったような、それぞれの段階で説明をし、同意を求めていくこととなります。こうした調整・調停作業を行うことが大切な場面があります。

## 2. 批判の立ち位置における調整

次に、「批判の立ち位置」においていかにして調査協力者と調整しておく必要が生じるかについて言及したいと思います。極論すれば、自分についてあれこれ根掘り葉掘りと聞き取っていった、その調査研究が自ら（調査協力者）に対する《肯定的記述》になっている場合には「褒められて嬉しいな～。ちょっと照れるな」といった程度の了解で終わるのですが——とは言え、この《肯定的記述》を記述することのほうが社会科学では困難を伴うのですが、その問題はここでは措いておきます——、問題は自らに対して《批判的記述》となっている場合には「そんなふうには言っていない!」「そんなふうには書

くとは思わなかった！」という指摘／批判が生じてしまう場合があります。要するに、調査対象の相手が「書くこと」について同意・了解していたとしても、「そう書くとは思わなかった！」といったように「書いた中身」について不満や憤怒を抱いてしまう場合があります。

一つには、調査対象者が「そんなふうを書くとは思わなかった」という批判を抱く場合があります。第二に、調査対象が団体・組織の場合、「わざわざ調査に協力したのになんでこんなことを書くのか！」「そんな事態は誰も口に出していないのになぜそう言えるのか！」といった批判が向けられる場合があります。第三に、調査対象者の家族や供給者などの「利害関係者」に対して批判的な位置取りをする場合、その利害関係者から「何様のつもりでこんなことを書くのか！」といった批判が向けられてしまうことがあります。そして、自らが職業として実践しつつ、同時にその現実について批判的に書く場合、周囲からの「自らが実践しながら、その責任をどのように考えるのだ！」といった批判に晒されることになる場合があります。

この場合も「唯一の解」というものはありませんが、少なくとも以下のように調整・対処することは可能であると思います。具体的に言及すれば、たとえば、調査協力者が「こういう書き方はないじゃないか！」という感情を惹起することがないように——ただし、それは完全にコントロールできる問題ではありません——、その都度で適宜丁寧に説明をしていくことが求められます。いわば「書きたいことを書く」ということを基本にしながらも、相手の意を汲み取りながら折り合いをつけていたり、記述の工夫をするといった作業が求められます。むろん、説明するまでもなく、「相手を書いてほしくないこと」「書くことによって相手が面倒な事態や厄介な事態になってしまう内容」については書いてはいけないということでは全くありません。相手の要求・希望する通りに書かなければならないということも全くありません。

ただ、事前に、利害や感情が複雑に絡み合いながら錯綜する状況において、調査協力者に対して「私は少なくともこのような研究の目的であり、このように（批判的に）記述をすることによって、私はこうした方向を目指してい

ます」とか、あるいは「私はこのような現実を丁寧に記述したいと思っています。それにとまって、家族や医師との関係において葛藤や摩擦や亀裂や断絶や対立が生じるかもしれません。あるいは、(むろん研究論文では匿名で記述するにしても) 調査に協力したことでこのような損失があるかもしれません。ですが、それに対して、私はこのように考えています」といったことを丁寧に説明し、その中で折り合いをつけていくことが求められます。つまり、調査のイニシャル・ステップにおいてこちら側によるこうした丁寧な説明やきめ細やかな関係調整が求められる場面がいくつもあるということです。

もう一つ例示します。たとえば、Aという組織とBという組織のあいだにコンフリクトがある。ただ、AもBのメンバーのいずれもそうしたコンフリクトについては「喧嘩の火種」になるために触れて欲しいとは思っていない。一方で、そうしたコンフリクトを研究者はどうしても記述したいと思っており、AとBの双方から様々なことを聞き取り、そのコンフリクトを詳細かつ緻密に記述し、発表する。個人情報については全て伏せ、匿名化したものの、AもBもそれがその「陰悪の関係」の相手であることがすぐに分かり、そのことによって、一層AとBの関係が悪化することになるといった場合があります。

このようなことが調査をはじめ当初から予測される場合、どのようにAやBと調整をし、諸々の手続きを踏んでいくかといったことを考えることになります。上記の例でいえば、AとBに対してそれぞれ「私はあなた方の組織について〇〇のような意義があると考えているし、今後もその意味では重要な組織であると考えている。しかしながら、(AあるいはBという) 組織との軋轢や摩擦や対立があるのも事実であり、それはお互いにとってよいことであると思っていないにもかかわらず、今日まで続いてしまっている。それはお互いによって建設的かつ有意味なことではなく、また△△という視点からしても望ましいことであるとはいえないと思う。だからこそ、私が考える〈より望ましい方向〉を考えるのであれば、このような「批判的視点」こそがあなた方の組織にとって重要になると確信しているし、それは当該組織

の未来の方向性をむしろ指し示していくことにもなるかもしれないし、今後の新たな展開へと接続していくことになると考えている」などなどの説明をしておくことが重要だと思います。

ですが、このように諸々の諸手続きを踏まえた上でも、発表にともなって「予測に反した事態」あるいは「予期せざる損失の事態」が生じることもあります。たとえば、調査協力者と利害関係者や関係する人たちとの関係が著しく悪くなることもあるだろうし、何とかなくその組織に居づらくなったとか、何となく通院していた病院に行き難くなったとか、何となくこれまで来ていた顔馴染みのヘルパーと顔を合わせづらくなったとか、そういった諸々の事態の全てをこちらで予測することは困難／不可能ですから、それは（調査協力者から何らかの依頼や要求があれば）適宜状況に応じて慎重かつ的確に判断し、可能であるならばその事態の後において相手とのやりとりを繰り返してカバーしていくということもあるのだらうと思います。ただ、このような「予測困難／不可能な事態」や「予期せざる損失の事態」については、いついかなる時に、△△のようにやりとりするべきであるとは単純にはいえません。この点についても論理的に解は導出されないのだと私は思います。

ただ、その調査対象者と今後も関係を維持・継続するのであれば、調整／調停の作業などによって修復していくしかないのだらうと思っています。そのような場合には、より一層、関心の所在や自分は何が言いたいのかといった「研究の原点」について、あるいは「研究の意義」や「解釈作業」や「調査方法論上の諸手続き」や「調査過程における関係性の変容や影響」などについてきちんと考えておく必要があります。

しかしながら、そのような諸々の手続きを踏んだ上でも「予測不可能な事態」が生じることがあるし、またどのように調整／調停の作業をしたとしても、調査協力者から批判が向けられる場合があるかもしれません（その蓋然性は相当に低くなるにしても）。そのようなどうしても統制・制御し得ない余剰性は——文字通り「統制不能ななこと」ですので——、「腹を括る」しかないところがあります。ですが、丁寧かつ誠実に説明をし、きめ細かい関係調整をした上であれば、なおかつ生起してしまうその余剰性については「致

し方ない」とすることが可能です。あるいは自動的に「腹の括り方」を決めることにもなります。

と同時に、調査協力者も含めた他者へ説明することも可能になります。ある批判が向けられた時でも明示的に応答していくことが可能になるのです。

このように、「研究倫理とは何か？」を問う「手前の作業」として、やるべきことはいくつもあるのです。

### 3. 研究倫理をいかに考え得るか？

その上で「研究倫理なるもの」をどう考えるかというのは、相当に難しいところがあります。ただ、その「問い」の手前の共通了解事項として、第一に、「利害」と「コンフリクト」が生じる場を記述することの醍醐味や意味を明示的に語ること／記述する作業が求められているとはさしあたり言えるでしょう。

第二に、私は今まで「認知症高齢者」と呼ばれる人たちについて主として研究をしてきましたが、その場合、必ずしも相手の明示的な同意を得てきたわけではありません。むしろ、相手の同意を得るような調整作業は怠らず行ってきましたが、その人たちは同意を得たこと自体を後になって忘れてしまうことがあります。それでも、その都度ごとに繰り返しこのような作業を行ってきたつもりではあります。また、「予測可能な事態」を念頭に周到な手続きを踏むようにしてきました。だが、それだけで私が遂行した研究それ自体が「倫理的であること」を意味するわけではありません。そうであるならば、そのような問題をどのように思考し得るのかという問いは常に残っています。

第三に、研究対象の個人や団体・組織が「なかったことにしたい現実」——忘却・隠蔽したいと思っている現実——を記述する場合、やはりそれを記述する上での《立ち位置》やその意義を説明しておくべきであろうと思います。自らの位置と他者の位置がきちんと定位されないと、自分の研究が「宙吊り状態」になり、迷路に入り込むことにもなります。

繰り返しになりますが、いずれにしても、研究において「倫理的であるこ

と」の「問い」の手前でやるべきことはいくつもあるということです。

#### 4. その手前でやるべきことのいくつか

そういう意味でも、その「手前の作業」としてやるべきこととして、「聞き取り調査」においては、まず調査の段階でテープ録音、テープ起こしの記録（トランスクリプト）について説明し、その内容も含めて同意を得ていくことなどが第一段階として大切です。

次いで、調査協力者の個人情報、コピーした資料、録音テープ、文字化したデータなどの管理などについても説明をし、同意・了解を得ていくこととなります。

それと同時に、調査・分析の進め方について共通理解を図る意味でも、この段階においてもきめ細やかな調整作業が必要です。このあたりを慎重かつ的確に調整・対応しておくとおおよそ「面倒なこと」や「厄介なこと」に巻き込まれたりすることは少なくなります。

この段階において押さえておくべきは、先述したように「語ること」についての同意・了解と「語られ方」についての同意・了解は異なるという点です。インタビュー協力者本人が（インタビューにおいて）なにがしかを語りたと思っている場合は当然ながら「語ること」については同意・了解しているのですが、往々にして、「語られ方（書く内容）」については「後は問題ないだろう」的な暗黙の了解のなかで事が進んでしまっていることが少なくありません。ゆえに、自分の語りが記述された段階になってはじめて「こんなふうを書くとは思わなかった！」と憤慨するというような事態になることがあります。

したがって、書く（記述する）まではその内容について皆目見当ついていないことが多いにしても、その都度の段階において——調査開始の段階、分析・考察の段階、記述の段階、発表の段階などのそれぞれの段階に応じて——適宜説明をしておくような調整作業が求められます。ただ、自らがどのようなものを記述するのかは見通しが立たない状況においてもある人たちや団体・組織をどのように照準するかの「見立て」をしておき、その段階での

可能な限りでの説明をしておくとういと思っています。換言すれば、「研究計画書（プロポーザル）」や「調査設計（リサーチ・デザイン）」を精緻化しておかないと、自らがどのような立ち位置から論考するのが相手に理解してもらえない状況となり、またその中で何となく調査を開始してしまうと、結果的には（自らの予測に反して）様々な困難な事態に晒されることがあるということです——ただし、私自身は「何となく開始してしまった調査」それ自体は悪いことではないと考えており、その場合には研究計画や調査設計が確定した後で、然るべき調整・対応をすればよいと思っています。

いずれにしても、記述の段階においても同意・了解を得て、「記述の書き方」についての確認と調整を図っていく。その場合、相手が「このようには書いてほしくない」という部分があれば、書き方を工夫するのも一つの方法です——たとえば、なかなか積極的には記述し難いところは「脚注」などを上手に使って書き方を「工夫」するやり方などもある。だが、どうしても譲れない部分について（さしたる理由もなく）「書き方を変更してほしい」と要求してきた場合は「すぐに引き下がる」こともなく、「△△の視点から○○のように記述したのは××の意味があり、その視点からすればこのように記述することは事実として間違っていないと思います」と自らの立場性を主張することも大事なことです。

最後に、「研究の／と倫理」についてお話をさせていただきます。「べからず集」ではない「研究の倫理」、あるいは「研究と倫理」について私たちは論理的に考えていくべきであると言えるでしょう。ただ、本日お話したように、その手前でやるべき「具体的な方法」や「調整・対応可能なこと」もいくつかあります。研究も言語実践である以上、「介入」であり得るとすれば、自らがどのように「介入」することになるかについて考えておく必要があります。また、「波風を立てないこと」が必ずしもよいとも言えないとすれば、そのことの社会的な意味というか、その位置と効果についても思考することが求められます。

自分がどのような「場所」に立脚して言及するのか、自らの立ち位置を自らにおいて徹底的に考えた上でそのこと自体を伝えること、「研究の意味」

や「研究の社会的効果」についても明確に定位しておくことが肝心な作業になるのだと思います。

要するに、「誰に／どこに向けて、いかに記述するのか」を常に自覚化しながら、研究を遂行することが大切であるということです。更にいえば、自らのコミュニケーションの宛先を明確にしておくことなしには「腹の括り方」も定まらないような気がします。

現在、立命館大学で研究倫理委員会を立ち上げるというお話が先ほどありましたが、その「手前の作業」としてさしあたりできることはたくさんあります。例えば、今夏に調査に行く予定の人たち、あるいはどこかの団体・組織にアクセスをしようとしている人たちは、今日の発表内容を踏まえていただければ大変ありがたいです。以上です。

どうもありがとうございます。

#### 【司会 松原】

望月先生、天田先生、ご報告ありがとうございました。続いて、立命館大学大学院応用人間研究科の中村正先生と立命館大学文学部のサトウタツヤ先生にそれぞれ10分程度ずつコメントをいただきます。また、クラーク大学院生の大野カヤさんが現在日本に調査に来られていますので、アメリカの研究倫理の方法とか考え方を具体的にご紹介いただけるということです。皆さんにお話しいただいたあと、質疑応答に移りたいと思います。では、中村先生、お願い致します。

## コメント 1

中村 正

(立命館大学大学院応用人間研究科)

基本的に研究は一種の創造活動ですので、それを促進させるような倫理の議論というのが当然あると思います。「創造的」というところにいつも悩みがありまして、この問題について考えてみます。倫理の問題となると悩ましいものとしてあったり、刺激的なものとしてあったり、それは私にとっても、院生にとっても、現場にとってもそうだと言えます。破壊的なものというのは、新しく何かをつくっていく大きな葛藤とか、それを超えて、時には闘いになることもあります。もちろん創造的なものであるという意味です。ちなみに、私は社会病理学・臨床社会学という領域で、主に加害とか虐待についてやっています。そういう現場で院生がフィールドワークをしたいとなると、院生自身の安全の問題もあります。それをどう確保するかとか。そもそもそのようなところへフィールドワークをさせていいのだろうか、という問題が出てきます。

具体的には、かたちとしてそこにありますので、「手続きとしてある」というところがとても大事だと思います。分かりやすく言えばペーパーワークがたくさん必要だろうということです。私が時には被験者になることもあります。海外の大学へ行くと調査をされる立場に立つことがあります。ひとつエピソードを紹介しておきますと、いわゆる質的とか、量的な調査がたくさんありますが、私になるほどだと思ったのは、フェイスシートで、「おいくつですか？ ナショナリティーはどこですか？」につづけてsex（性別）がありました。男と女というだけではないカテゴリーが当然あるわけで、どちらかに丸をつけさせるのが実に強制的なカテゴリー化になるというので、男か女かというだけでは調査できないと思った調査シートに出会ったことがあります。ですから、はじめからMとかFとか書くだけでは、その調査用紙がと

でも暴力的なものになってしまう現実があるということです。調査表をどうつくるかということもポリティカルな側面があったりするわけです。フェイスシートという誰しも疑いようのないように見えるところに別の現実があるということで、これを「羅生門的現実」と呼んでいます。

大学としては、倫理委員会をつくらなければならないと思っています。欧米の大学では、どんな調査であれ常に倫理委員会を通して、文系であっても当然倫理委員会を通してペーパーワークをしていかなければならないということになります。そのプロセスで何回かやりとりの往復があります。コメントがかえってきますので、コミュニケーション（対話）という側面が強く出てきます。最終的に公表するということについての責任も出てきます。そこまで行って初めて完結するということです。立命館の院生たちとの研究指導をしながら教訓的な事例がたくさん出てきます。例えば、高度先端医療で生体肝移植のドナーの研究をした院生がいるのですが、これはある種の医療批判的なテーマをもっています。それから不妊治療の研究も多いです。これはある種の被害の現実を書くことになります。そこで葛藤とか、対立とかというテーマがおこります。ですから、そうではない現実を調査しようとするとなかなか葛藤が起こります。しかし、クライアント・オリエンテッドに立てば、別の「羅生門的現実」のなかに入っていくわけです。そのようなテーマは、日々院生たちがもってきます。

ふたつ目、福祉の領域も倫理的問題でいっぱいです。従来型の福祉の議論からすれば問題だと思われるようなことが、そうではないように見えてくる場合があります。一般的に愛着形成について深く立ち入った個別的なかわりを調査の中ですることはやめておこうというのが、一般的な児童福祉のあり方でしたが、そうではない福祉になってきたわけです。それはユニットケアとか、個別的ケアとか言っていることです。新しい福祉の概念になればなるほど、従来型の倫理と葛藤するわけです。そこをどうするかというと、研究それ自身がクリエイティブさをもっていればいるほど、そういうテーマに出会うのではないかと思います。

三つ目です。日本も多文化化していますから、色々な通訳がいて面白いの

です。何を通訳しているのかと研究した院生がいて、特にソーシャルワークの現場の中でいて、行政通訳と言います。この人たちは一体何を通訳しているのかと言いますと、右から左へという操作ではなく、当然アドボカシーという視点が出てきます。ですから、言葉をおきかえるだけではない場面に遭遇します。これは本当に通訳と言えるのかどうかということです。ソーシャルワーク的通訳と一旦名前をつけましょうということになります。これもスリリングなテーマでした。

四つ目です。ステップ家族とは、離婚した家族が再統合する（別の家族をつくる）場合です。それを強調して虐待を語ろうとすればするほど、それはこの社会がもっている支配的な物語を強化するだけの研究になってしまいます。新しく子連れ再婚した家族は虐待のリスクが高い。これは支配的な物語ですので、その流れに即して研究すればするほど、その物語を強化するだけになってしまいます。ですからそのプロセスでそうではない現実との関係をどう表現するかということがいっぱい出てきます。

それから、対人援助や臨床的な研究のなかでとても有名な事件で、タラソフケースというアメリカの事件があります。研究プロセスのなかで犯罪を発見した場合にはどうするかとか、将来人を殺めるかもしれないということを予言したクライアントと出会った場合に、これは妄想なのか、現実なのかという区別がつかない。その時に一般的に対人援助者と調査者は守秘義務を負いますから、その守秘義務と通報義務との相克というのがありました。現実に殺人があった事件でした。これはカリフォルニア州立大学バークレー校のタラソフケースとして有名な事件です。対人援助や臨床のなかでは、必ず倫理の問題を勉強する時には通過します。ロースクールの学生とか、臨床心理を勉強する学生は必須のケースになっています。ですから、調査のなかで何か犯罪性があるとか、将来危険があることを発見した場合にどうするのかと言えば、この場合には通報義務が優先するということが裁判の中で出てきています。また、過去を想起させることは、調査は過去を調べることになりませんから、このプロセスの中で想起させたことの責任がゆがんでくると、過誤記憶論争になります。これは虐待をねつ造したということになります。3歳、

4歳、5歳の定型化されない記憶を、ある調査のなかで形成してしまったわけです。こういうことについてどう責任をとるのかということで、大論争(過誤記憶論争)になっています。いろいろなことがありますから、ひとつひとつ勉強することも大事かと思っています。ただ、調査をする前にいちいちこのようなことを全部やっておけませんから、具体的な主導教員との相談とか、研究倫理委員会とのプロセスのなかでのコミュニケーションが出てくるのだろうと思っています。日々このようなことに遭遇しています。

最終的にこの研究会のテーマが、「コミュニケーションとしての意味」で、説明と同意と選択ですが、この場合にはノーという選択で、いつでも降りることができるということを明記しておかなければならないと思います。インフォームド・コンセントだけではなくて、ノーという選択肢をどうするかというインフォームド・チョイスということです。それから、加工と編集ですが、first person (当事者)、第一人称の語りなり、過去をeditingする場合のプロセスを大事にしたいと思っています。リフレクティング・プロセスとか、トライアングレーションとか色々なやり方がありますから、このプロセスのなかできちんと保障するということです。最後に、いつも私と院生との議論や、自分自身の研究もそうですが、advocacy oriented researchをどう組み立て得るかということを考えています。一般的に葛藤やコンフリクトが起る場合には、パワーのある人たちとの葛藤が起りやすいので、そのことをどう突破していくのかということがあります。研究は運動ではありませんから、そのことを手続きとしてきちんとすることも大事ですし、アドボカシーの視点も大事かと思っています。色々なことを乗り越えながら共同構築できればいいと思っています。葛藤や対立が全て創造のためにあり得るといっていますが、最終的に考えなければならないのは、著者は誰かということだと思っています。Editingすればするほどこれは一体誰の作品なのかということを考えつつ、教員としてここにいるということを触発されたおふたりのお話でした。

## コメント 2

サトウタツヤ

(立命館大学文学部)

### はじめに——倫理を理由に研究をしないですませてはダメだ

単純な話から考えてみたいと思います。倫理とは何かということです。松原先生もメンバーである本学の先端総合学術研究科に敬意を表して倫理とは「問う」ことだと言っておきたいと思います。問い続けるということが倫理的であるということであって、何かが良いとか悪いとか割り切ってしまうことではないし、悪いことはやらないからそれで大丈夫、というようなことではないはずです。しかし、研究倫理は往々にして手順化されてしまい、研究をしない事の方が推奨されるようになります。石橋をたたいても渡らない、ことが推奨されるのが手続化された時代の研究倫理なのかもしれません。もしやったら非倫理的だと判断されたならやるのはやめておこうか、という判断になる。しかし、やらないことが非倫理的になる場合もあるのではないのでしょうか。

私自身も苦い経験があります。私がこれまでにどういう研究をしてきたかと関係しますので、ざっと述べますと、学部・大学院・助手時代は「育児の悩み」の研究をやっていました。その後社会心理学の領域に関心をうつして実験できない社会や人間のリアリティを求めて質的研究の可能性を問い、しかし法と心理学という領域に関わったことで実験もやるようになりました。いったい心理学って何なんだろうということで心理学史もやっています。

初期に、公表しない方がいいのではないかとってやめてしまった研究があります。育児相談の現場に同席して見ていると、非常に妙な類型の方たちがいることが分かった。母親自身に過去の離別体験がある場合には、自分の第一子に対する思いが非常に複雑でゆがんだものになるという仮説をたてました。これは現場観察からたてたボトムアップな仮説です。ところで私は、

その時千人単位の母子関係調査に関わっていたために、この仮説を検証することができたのです。独立変数として母親の離死別体験の有無と子どもの出生順位（第一子か第二子以降か）、従属変数として育児関連ストレス得点、というまあ典型的な分散分析モデルのデータです。これを分析したところ仮説通りの主効果と交互作用が出ました。ところが、これを公表していいか悩んだワケです。離死別体験をもった方に対していらぬプレッシャーをかけるというか、場合によっては差別を引き起こしはしないか、などと考えていたわけです。しかし、これは今考えると、判断停止（悪い意味でのエポケー状態）で、何も生み出さなかったと思いました。もう少し考えるべき事はあったし公表の仕方についてもやり方はあったのだらうと思いました。考えることは大事だと思います。

## 1. 社会の中での学問の自由

さて、「学問の自由はこれを保障する」ということが日本国憲法第二十三条に書かれています。英文だと「Academic Freedom is guaranteed.」英文だと最も単語数の少ない条文（article）だと思います。もちろん何でもやっていいという話ではなく、これはいわゆる自由権で、個人と国家の関係を考えた時の話です。国家との関係で学問の自由が保障されるという条文であり、こういう条文があるということは即ち、国家が学問の自由に干渉した歴史があったことを意味します。ここでの学問の自由は、何を学問するかという志は自由にできる。知りえた結果、事実を公表するというのも自由にできる。何を教えるかも自由である、とこういう感じになってます。もちろん、単に自由だということではなく義務も伴います。こうした文脈で考えればいやすくも学者たるもの、やってはいけないことや公表してはならないものはないのだという非常に強い言い方もできるわけです。ただしこれは国家の権力が強かった時代が前提になっているようです。

ところが、最近では国家が背景にひっこんだ代わりに社会との関係で学問の目的や内容、そして方法を考えなければいけなくなってきました。そこで、自由ではなく倫理ということが重要になり、場合によっては倫理という

名の規制が強くなってきたのかもしれませんが。

それでは、学問の目的とは一体何なのだろうかということ、真実の追求と言えれば単純でよいのですが、最近では社会に貢献することが重要だということになってきた。象牙の塔を出よ！ということです。

学問をする人（学者）は象牙の塔にこもって真実を追究していれば良い、という時代もかつてはあったようで、それを社会も学者も良しとしているような事もありました。ただしここで言う真実について、こういう真実性追求のあり方も単なる物語にすぎないことが言われてきています。まず、真実について、本当にピュアな真実があるという物語が崩壊しているということがあります。また、真実とは状況に埋め込まれているわけですから、全体として正しくないことでも状況に埋め込まれた事実は真実である場合というのは多々あるわけで、そういうことを考えなければならない。例えば、ひとつの例として、「女性はアタマが悪いので高等教育を受ける必要はない」というような言説が支配力をもっていた時代が過去の日本にもありました。戦前の日本では小学校を卒業した男子は中学校などに進学し、女子は高等女学校などに進学しました。高等女学校の方が名前として高等に聞こえますが、これは男子の中学校と同じレベルで、女子にはその後の道はない。一方の男子は名前こそ中学校ですが、卒業すれば高等学校に入ることも可能だし、その後も大学、大学院と続いていたのです（戦前の日本には女子が入ることを前提にした大学はなかった）。こういう状況で学力テストをやれば女性の点数は低くなる。低いから教育をやっても無駄だというようなことになっていく。そうなると、女性はアタマが悪いという言説はどのレベルで真実なのか、という話になるべきなのです。今の話は多くの方、特に女性は気を悪くされたと思いますが、歴史的事実でありますのでご容赦ください。また、レトリックの矛盾が非常にわかりやすいと思いますが、この程度で皆が納得していた時代があったということなのです。ただし、もっと大事なものは似たようなことが現在の他の主題でも起きている可能性に目を配ることです。

真実追究ができないなら、あるいは真実など追究できないからこそ、社会への貢献をすべきだというスローガンに抗うことは難しいですが、そこで言

われている社会自体が、必ずしも社会的ではないということも考えておく必要があります。わかりやすいところでナチスドイツのアーリア人至上主義政策を考えればよく分かることだと思います。学問が必死で社会貢献をしているのに、乗っている船が泥船だったらどうするのかというような話を考えていかなければならないと思います。

## 2. 研究意図の秘匿は倫理にもとる？——あるいは心理学に固有の問題

心理学がそれに近い領域の方ならご存知のように、研究に際してきちんとした目的を説明しないで代替説明によってすませってしまうことは心理学で日常的に行なわれています。例えば、今このシンポジウムの方は心理学実験の場であり、シンポジウムにおけるうなずき方の研究をする場所だとしましょう。しかしそれを最初に言ってしまうと実験自体が不自然で成り立たないだろうということがあります。実は隣の部屋から覗かれていてうなずきの数が数えられている、なんてことを聞いたらここにいる皆さんはおだやかでなくなってしまう、必要以上にうなずいたりうなずかなかったりする人もでてくるかもしれません。それから、天田さんの例に通じるのですが、フィールドワークのような研究はそのプロセスで最初とは違う目的に変容してしまうことがあるのです。例えば私がやった例ですと、「フィールドワーク授業の研究」ということをやったことがあります。最初の目的は「学生がフィールドワーク技法に習熟していく過程」でした。学生のみなさんにはそうした目的を説明して許可を得た。ところが、やりはじめると、学生の動機が均一ではない。技法を学びたくない学生がいたりする。そうなるとうなずき参加の動機との関連で授業というローカルな文化を考える必要があるということになっていく。最初の研究目的説明では皆同意していても、後の話は聞いていなかったと当然言われることになってしまうのです。この例の場合、授業のことを記述したいということにはブレはない。しかし、結果的には嘘になっているようなことがあるわけです。そういう意味で嘘は絶対にダメなのだろうかということがあります。このことを考えるには望月先生の先生である佐藤方哉先生が行った嘘の言語分析のようなことが有効だと思います。

実験を行う場合のように、実験者がわかった上で異なる研究目的をつけて実験参加の承諾を得ることは許されるのか、ということはさらに難しい問題です。こうした説明で同意を得ても、それはインフォームド・コンセントの原則に關しているわけです。インフォームド・コンセントの定義がどのようなものであれ、説明が前提になっていることは明らかで、その説明に虚偽が含まれているのでは、その後の同意も当然危ないということになります。虚偽の説明に基づく契約は民法的にも無効であるというのは当たり前です。個人情報保護法違反にもなりかねません。というのは、ある目的Aの説明のもとで得た情報を他の目的Bのために使うということは、やはり問題だからです。

こうした実験はヘルシンキ宣言に違反するという見方もあります。というよりそういう見方が優勢だと思います。この宣言は世界医師会の「ヒトを対象とする医学研究の倫理的原則」で、1964年6月にフィンランドのヘルシンキで行われた第18回世界医師会（WMA）総会で採択されたためにこの名前があります。この第5条に「ヒトを対象とする医学研究においては、被験者の福利に対する配慮が科学的及び社会的利益よりも優先されなければならない」という文言があります。科学的利益のために虚偽の目的を説明して良いというのは、被験者の福利に対する配慮が優先されているとはいえないということです。研究のためなら嘘をついていい、というのは科学的利益を被験者の福利よりも優先させた考え方ということになり、人権と真実をはかりにかけて人権をないがしろにするマッドサイエンティストだったとまで言われかねないわけです。

しかし、ある程度説明に虚偽がないとできない研究は特に心理学には存在しています。たとえば、職業的な訓練によって「警察官は目がいい」という仮説があるとしましょう。法と心理、中でも目撃証言の信憑性についての文脈での話です。「警察官は職業的にそういうことをよく訓練されているので、目がいいので暗闇でも見えるし、暗闇の中で、時速40kmで走っている車の中の運転手の顔も見えるぞ」という主張があるわけです。こういう仮説を検証するためには「では、今から本当に警察官は本当に目がいいのかやります

ので集まってください」と言ったらやはり成り立たないわけです。そういう意味で、欺まんというものの種類にもよるのですが、我々は、やらないことによってはやれなくなってしまうことが人為的でない場合があり得るということを理解する必要もあるのではないかと思います（その際にどのような教示をすればいいのかはまた別に考える必要があるとは思いますが）。

### 3. 研究の対象？協力者？

研究者と誰が対立するのか、協力するのかということが特に心理学の研究では問われています。心理学では研究に参加してくれる人を被験者と言っていますが、これは「Subject」の訳です。現在では「Subject」が「Participant」になり、「被験者」は「参加者」になりました。ただ「参加者」と言っても、説明を理解したうえで同意しているのか、自分でちゃんと理解して本当に自発的に参加しているのかという時に、やはり問題がおきてしまうように思います。

もちろん両者が「対立」する必要はないのですが、かといって「協力」なのかということとそれも違う。そもそも研究する側とそれに参加する側にどういうポリティックス（力のせめぎあい）が働いているのかということのを少し考える必要があると思います。このことは望月・天田両先生がおっしゃったことですから、私が言うほどのことでもありませんが、単に呼び方を変えれば良いという話ではないことは言うまでもありません。天田先生のおっしゃったことに関して、——「全ての同意が必要なのか」ということについてですが——、私の考えでは、相手が全て同意してくれた時、つまり相手が「よくぞ書いてくれました」ということでなければ公表できないのであれば、研究が成り立たないこともあるのではないかという懸念があります。もちろん、研究者やその考え方も変わっていくものですから、そういうことも含めて「全て」といわれるものが一義的に決まらないということも考えていく必要があるだろうと思います。

さて、説明に基づく同意が理想的に成り立った場合でも、公表の仕方には工夫が必要です。先ほどの欺まんとも関係しますが、むしろ論文の中に必ず

事実とは違うことを書くというような「作法」をつくってもいいのではないかと考えているのです。本人が同意しているから仮名にした程度であとは何でも書いてしまってもいいとは言えないのではないのでしょうか。個人が特定されてしまうと面倒なおきるかもしれません。この論文の個人情報には必ず嘘がひとつ含まれているというようなことを明示することによって個人の特定を防ぐということです。性別が違っているかもしれないし、別の何か違っているかもしれない。以下も事実を少し変えて例をだします。私の前の勤務大学のゼミ生のひとりが「学生結婚・院生結婚の研究」をすると言って首尾良くある院生に協力してもらった。しかし、面接調査の結果を書く時の属性として、何々県のA大学博士課程なんて書いていい気になっている。場合によっては県の中に博士課程が一つしかなかったりするし、そもそも絶対数が少ないので県を書いたらもう個人まで特定されてしまうかもしれない。ウソではないまでも、東北圏の大学院というくらい広げておくことは発表する側が考える必要があるのかもしれない。

## まとめ

倫理とは「問う」ことだと冒頭に言いましたが、そう考えると、いちばん研究者に課せられていることは研究としていい研究をするということだと思います。べからず集ではなくて、我々の研究はどういうレベルで評価をされなければいけないのかということにもう少し理解を深めていき、社会の理解を得なければいけないし、それに恥じない研究をしていくべきだと思うのです。その時の評価は決して現在の同時代的価値の反映だけをふくむ必要はありません。未来から見たときの過去の評価も含まれます。評価を歴史に拓くことが必要なのです。

なお、今までの私の話を聞いてくださってお分かりだと思うのですが、事前チェックよりも、事後規制重視派です。訴訟で争うという、どちらかというところマスメディアのような形のルールをつくるべきだと思っています。訴訟を恐れないという大変ですが、民事訴訟でやっていくのもいいのかと思います。日本は訴訟をすごく恐れる社会で「裁判をするぞ」というのが脅し文句

になるような社会ですから、訴訟ではなくて第三者を立てることが大事かと思えます。これから説明があるIRB（倫理委員会）などは事前のチェックを厳しくするという方向ですが、事後に何かするというのを考えていく必要があるのではないかと思います。

**【司会 松原】**

ありがとうございました。中村先生、サトウ先生には、冒頭の望月先生、天田先生の報告に加えて、大変刺激のかつ新たな論点を提示していただけたと思います。次に大野さんに、実際大学院生としてアメリカでは調査倫理についてどういう手続きをとっているのかなどについてご紹介いただきたいと思えます。

## 海外事情紹介

### ——アメリカにおける被験者募集の際の同意の取り方

大野 カヤ

(クラーク大学大学院生)

私は、研究者として大学で研究していく上で、研究機関から何が義務づけられているかというところだけをお話しさせていただきたいと思います。以下の話はクラーク大学のIRB（倫理委員会）のウェブサイトをもとにお話します。研究を開始するにあたっては、調査を始める前の段階で、研究目的が何であるのかとか、被験者はどういう方であるのかを申告するようになっていきます。IRBは大学のみならず病院でも設けているところが多く、人を対象とした実験や研究を行なう機関には全て持つように課せられているからです。被験者になった方々が、後で民事訴訟を起こした場合に研究機関の方に責任がかかってくるということがあるので、研究者個人のやっていることを研究機関がチェックすることになっています。病院などで新薬とか新しい試行錯誤（Clinical Trial）をやる時に研究が倫理的に行なわれているかをチェックする機関です。

クラーク大学の場合には、様々な分野の4、5人の教授が研究倫理性の適切さを審査します。学部長は月1回集まって研究計画を審査します。書かなければならないのは、研究者の氏名、所属、研究タイトル、研究費援助（ファンド）の出所です。

以下では「人を対象とするプロジェクトの応募形式（Application For Projects With Human Participants）」（\*）の番号にそって説明します。

\*<http://www.clarku.edu/offices/research/compliance/humsubj/applicationform.cfm>

まず、1では被験者の特定です。研究目的の概要を説明して、どのような被験者がこの実験・研究には適切であるかということを説明します。2では被験者がどのように募られるのか。被験者の自由参加が保障されるように、

どこで、どういったかたちで被験者が募られるのか。もし口頭で行なわれる場合には、どういったことが被験者に伝えられるのか。もし書面で行なわれるのであればその書面を提示してくださいということです。3は実験の過程です。被験者に対する嘘とか、実験に参加した場合に不愉快な状況が出てくる可能性があるかどうかを説明します。4は被験者の権利です。安全の確保、秘密保持の徹底、事後説明の必要性です。安全性とは心理的、身体的、法的、社会的に安全が保たれるかどうか。秘密保持の徹底とは、データの保管とか、研究発表をする際に逐語記録を出すのであれば匿名性を保障するとか、撮ったビデオを学生に見せたい場合に、その部分の必要性を説明し、被験者にも授業で見せてもいいのかどうかの確認が必要であるかどうかを聞かれます。事後説明の必要については、実験に被験者が参加することによって、被験者の態度とか信念とかに永久的な変化をもたらすことを前提として行なった場合は、事後説明が説明であることをきちんと明記しなさいということです。

5の同意書ですが、参加者の追跡が難しい研究は皆に同意書をとらなければならないとしたら不可能になるとおっしゃっていましたが、ここで同意書が必要とされているのは、個人個人に会ってインタビューをするとか、データに個人の情報が付随してきて、個人が誰か分かってしまう場合のことです。その場合には同意書が必要で、例えば、匿名性の高い質問紙調査です。同意書には参加に必要な時間、危険性があればその説明をする。参加することに伴う意義、有用性もあれば説明する。日にち保持の保障、データの保管場所、どれくらいの期間が経てば廃棄するのかということを説明する。万が一研究によって被験者にトラウマのようなことが起きた場合、医療機関やカウンセリング機関のあることを説明する。参加は常に自由意志に基づくものであって、いつでも参加拒否が可能で、研究をやめなければならないということを同意書のなかに全て説明する。研究者・指導教官の所属を明らかにして参加者から質問があればいつでも答えられるような環境にしておく。

6は、研究とか調査の目的などについて被験者に嘘をつくとか、同意書を省く必要性がある場合には理由説明をすること。同意書がなければ絶対に研

究ができないとか、嘘をついて行なう研究は絶対できないというのではなく、  
妥当な理由があれば同意書なしでやってもいいということです。危険性の推  
定とは、この研究が参加者に対して危険なものであれば、ここで必ず説明し  
ておかなければならないということです。7としてリスクの説明があります。

こうした手順は、望月先生がおっしゃったように、研究者の好き放題を規  
制するポリティカル・ジャスティスに基づいたものだと思います。Stanley  
Miligramの有名な研究——アイヒマン実験などと呼ばれている社会心理学  
史上に残る偉大な研究のことですが——は後から見てみると、被験者の方々  
が自分に対してもっていた自己イメージを打ち砕く、とてもトラウマティッ  
クなものであったということが指摘されています。研究者には真実を知ろう  
とする欲望があるのですが、その欲望を抑制するような部分がIRBの手順に  
はあるのではないのかと思っています。結局、今までのお話の研究の本質に  
関する倫理性とか、対象者と周囲の関係調査の必要性はあまり問われないで  
す。しかし、指導教官のセミナーや個別指導でそういう部分はカバーされて  
いますから、今説明したことだけがアメリカの研究倫理で行なわれているこ  
とだとは思わないでください。

次に同意書ですが、資料につけてある「ご父兄様」〈資料1〉と「同意書」  
〈資料2〉は、私が日本で調査をしている時に使ったものです。私の研究内  
容は「感情の発達を見る」というもので、子どもたちに感情的な経験を語っ  
てもらおうというインタビューをとろうとするときのものです。親御さんたち  
には研究目的と何を子どもたちがしなければならないかを説明しますし、子  
どもたちにはいつでもインタビュー拒否の権利があることを説明する手紙で  
す。同意書は子どもたちに直に同意をとるだけではなくて、ご父兄の方々に  
子どもたちに研究参加を許可してもらうものです。これをクラーク大学の  
IRBに提出して、OKが出たので日本で調査を行なうことができるようにな  
り、実際の調査の時にご父兄や子どもたちから同意書もらうっているとい  
うことになります。同意書などについては資料としてつけました。また、ク  
ラーク大学の例については先に紹介したサイトなどをご参照ください。ご静  
聴ありがとうございます。

## <資料1 同意書をお願いするにあたっての父兄への説明>

お願い

ご父兄様

私は米国の\*\*\*\*大学で発達心理学の大学院に所属している\*\*\*\*と申します。子供たちの感情の理解発達についての研究を\*\*\*\*大学の\*\*\*\*先生と、\*\*\*\*大学の\*\*\*\*先生の指導に従って行っており、8歳と、14歳児にインタビューをさせて頂いています。

インタビューは、1時間ほどで、1ヶ月以内に2回、子供たちの都合のいい時間に行います。研究目的は子供たちのポジティブな感情についての理解を明らかにするもので、参加者のお子さんたちには自分たちの嬉しかったり楽しかったりした経験についてお話していただきます。インタビューに参加していただく際には、始めに参加者の自由意思を尊重するべく、言いたくないことは言う必要がないことを子供たちと直に確認とらせていただきます。

インタビューは録音、逐語書写させていただきますが、参加者番号を割り振りますので子供たちの名前が研究発表で明かされることはありません。

下記の同意書は、研究参加が自由意思であることを確認するためのものです。研究参加に同意するか否かを書面にてご表示ください。

何かご質問がありましたらお電話かEメールにて連絡下さい。

\*\*\*\*大学大学院  
\*\*\*\*  
\*\*\*\*大学教授  
\*\*\*\*  
\*\*\*\*大学教授  
サ\*\*\*\*

連絡先（略）

## <資料2 同意書>

### 同意書

私 \_\_\_\_\_ は、上の説明を読み、研究参加は自由意思に基づくものであることと、研究目的を理解した上で

娘・息子 \_\_\_\_\_ を感情理解についての研究のためインタビューに参加させることに同意します。

ご署名 \_\_\_\_\_ 日付 \_\_\_\_\_

お子さんの性別 \_\_\_\_\_

年齢 \_\_\_\_\_ 生年月日 西暦 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

ご住所 \_\_\_\_\_

お電話番号 \_\_\_\_\_

Eメールアドレス \_\_\_\_\_

## 【司会 松原】

ありがとうございました。大野さんからは、具体的にクラーク大学のケースで、ペーパーのレベルでどういったチェックポイントがあるのかということを紹介していただきました。最後に、未来工学研究所主任研究員の緒方三郎さんにゲストとして来ていただきましたので、コメントをお願いしたいと思います。

## 【緒方三郎（未来工学研究所研究員）】

こんにちは。未来工学研究所の緒方と申します。私は倫理の研究をしているわけではなく、こういう大人数での研究活動を円滑に進めるための支援のあり方とか、研究費をどういう分野に配分すればよいのかということを考える仕事をしています。私にとっては研究倫理よりも研究者倫理の方が馴染みやすい概念でしたので、本日の報告の中では望月先生のお話がとても印象的でした。研究を一方的に規制するのではなく、推進するために、研究者と研究対象者との間に生じる倫理問題をどう考えればよいかという視点でした。

研究倫理は研究者倫理と同じなのか、あるいは違うのかということですが、いま早稲田大学の松本和子さんが槍玉に上がっています。あのような問題と本日の議論との違いにもそれが現れているのではないかと思います。あちらは研究費の不正使用問題で、個別のケースとして研究者個人のモラルの問題に落としやすいので、そのように語られてしまう。でも、松本和子さんの件では、必ずしも研究者個人のモラルの問題だけに落とし込めばよいということでもなくて、組織の対応にも問題があるように思います。大学や研究機関の研究者などプロフェッショナルとしての研究者が、研究を進めるときにもつべき倫理（研究者の職業倫理）があり、それが改めて問われるようになっているのでしょう。しかし、それは決してお金（研究資金）の問題だけではないので、本日のような議論の機会をつくるということは大変重要な試みだと思います。

組織が研究活動に関する倫理の内容を明文化し、守るべき規定として妥当性を認めて、それが倫理規定になるわけですが、そうしてしまうと、望月先

生のご指摘のように非倫理的行動に対する禁止事項の羅列になりがちであるということはその通りだと思います。こちらの大学では研究倫理委員会というものをつくって事前にチェックするということを考えていらっしゃるようですが、私はいつも研究組織のことを考えていますので、そのシステムに非常に関心があります。例えば、全学的な組織をつくった場合には、研究分野によって研究方法が違い、アプローチの仕方も違い、研究対象も違います。研究分野ごとに異なってくるのがかなりあるのですが、そういった場合にどういった仕組みにするのか。あるいはどのような問題点が出てくるのか。本日の議論では研究分野が限られていて、研究対象として人を扱うということではかなり似たような研究方法を採る方が多くいらっしゃると思いますので、ある意味分野を特化した話だと思いますが、大学全体では研究倫理をどのように扱っていくのか。また、研究の自由に関するご指摘がありました。研究倫理の観点から組織が研究者の課題設定に対して関与する（規制する）ということも充分想定されますので、その行為をどう論理化していくのかということにも大変関心を持ちました。

#### 【司会 松原】

全学的な研究倫理審査体制については、これから本格的に作ろうとしているところです。ご指摘のとおり立命館大学は総合大学なので、研究の方法論がそれぞれ異なるなかで、全学的な体制をどのようにするか、については簡単ではないと思います。

研究というものが、そもそも非常に創造的で未知の可能性を秘めているべきものですし、ダイナミックで不確定な要素を含みますから、ますます分からなくなることも出てきます。学内で学部や研究科を横断して「そもそも研究とは何か」という根本的な問いを意識しつつ、共同して研究倫理の研究会を設けたということは、学内ではこれまであまり例がない面白い機会だったと思っています。このように、「これから」我々の研究の倫理について考えようという場ですから、「実際にどういうふうに研究をしたらいいのか」、「大学はどうあるべきか」ということとか、あるいは自分が抱えている問題で「こ

れが困っている」というようなこともあればご質問を受けたいと思います。

【堀田秀吾（立命館大学法学部教員）】

これは非常に重要な問題で、以前、サトウ先生のご指摘を受けて、私が配属されている大学院の執行部でも検討しようと言うことになっています。それと、10年ぐらい前ですが私自身がアメリカの大学院で勉強していた時代には、こういった話はほとんど出なかったのに、一昨年、再び大学院生として今度はカナダの大学に行ったのですが、そこではこういった研究倫理の話はきちっとしてありました。基準が明確に示されていて、それをクリアしなければ論文を書かせてもらえないという仕組みになっていました。それで、その違いに驚きを感じたわけです。また、今日はSubjectが人である場合の話でしたが、言語を扱う我々の研究でもこういった問題はよく出てきます。例えば、商標の研究で言いますと、アメリカではゼロックスという言葉に関して、その言葉がどうやって一般の人に使われているかを研究した人がいるのですが、ゼロックス社から夜中の4時ぐらいに半分脅迫めいたFAXが送られてきました。You can't Xerox a Xerox on the Xerox machine（お前はもうコピーをゼロックスの機械でコピーすることができないぞ）ということを書いてきたわけです。こういうふうには、実在の人や言葉を扱った場合には、権利がかかわってくるというような可能性もあるので気をつけなければなりません。そのゼロックスを使った研究者は事前に相手方に使うという許可をとったわけです。ところが、論文を書き上げて発表した段階で、それを読んだ会社側が脅迫状を出して、全て回収せよ、これ以上発表すると色々なことが起きると言うことを言ってきてわけです。Subjectが人以外の場合でも、こういった可能性もあるということは頭に入れておいた方がいいかもしれませんね。

## 質疑応答

### 【司会 松原】

ありがとうございました。今ご紹介いただいたような例にしても、長年精魂込めて調査研究してきたことを、発表できなくなるということはある得るわけです。特に若い院生の皆さんにとっては、将来にかかわる死活問題です。院生がこうした事態に陥るのを回避させることは、教員にとってはすごく重要な課題です。おそらく、「べからず集」をお行儀よく守るだけではすまない。調査や研究の過程で生じる大小の軋轢を正面から受けとめながら、進んでいくしかないでしょう。ある程度標準化されたルールを確定して、それを守るということも大事です。しかし今回取上げて提起したかったのは、研究というのは関係を変えるということであり、創造的な行為であり、それぞれの研究者がひとり人間としてある覚悟を決めてやらなくてはいけないことでもある、ということでした。研究の営みを教員や大学が支えていくための原点を確かめるために、研究の現場における倫理をめぐるコンフリクトを皆さんに提示していただいわけです。院生の方、質問はありませんか。

### 【永田貴聖（先端総合学術研究科院生）】

私自身、80年代以降日本に移住してきた在日フィリピンの方々への聞き取り調査など、個人を対象とした民族誌の作成のための調査を実施しています。それで、もしどなたか答えていただければ有難いのです。先ほどのお話にもあったように、研究者というのは当然透明人間ではありません。その場にいることや、その調査の場にいることで調査自体がある人たちの選択とかある影響を及ぼすという部分もあると考えます。では、研究者の及ぼす影響やある人の語りに対する研究者自身の解釈というものもある程度主体的なものとして反映していかなければならないと思います。このような点をどのように考えておられるでしょうか。今日のテーマと少しずれるかもしれませんが、研究者の及ぼす影響、研究者の解釈をどういうふうに調査報告に反映させたり、また、調査者自身が葛藤していったらいいのかというのを御伺いしたいです。

**【司会 松原】**

それは研究内容そのものにどう反映するのですか？

**【永田】**

そうです。

**【望月】**

僕らの領域で言うと、研究者（＝実践者）が相手にどう影響を与えるかというのが研究のメインです。研究者が何をやったかというのは、ほぼ独立変数の記述をするということです。それを克明に記述してあることが我々の領域では研究の条件になります。ですから、序論とか考察とかがあまり長いのはヤボな研究で、何をやって、相手にどう影響を与えたかという部分が非常にクリティカルな部分であり、それは研究作業一般である変数をとって関数関係を見るということと同じ話です。ですから、今のご質問はむしろ不思議な感じがします。僕らの世界では、最初からそのことは「主題」です。

**【天田】**

基本的には、今、望月さんがおっしゃったように、何をどのように解釈し、いかなる影響を与えたのかといった部分についても丁寧に記述することが大切だと思います。ただ、現実的には、学会誌等の学術論文では紙幅の制限などの「制約」がありますから、こうした「解釈作業」や「調査方法論上の諸手続き」や「調査過程における関係性の変容や影響」といった事柄が論文の「主題」ではない時、どうするかという問題があります。むろん、それらについてどのように書くのか／書くべきかについては「これが正解」という一つの解を導出することは困難ではありますが、たとえば、先ほどサトウさんがおっしゃったように「記述」を「工夫」することによって——具体的には、脚注を上手に使う、どのように解釈し、どのようにその関係は変容し、いかなる影響を与えたのか、更にはその上でどのように行動したのかといった部分について言及しておくなどして——それらを明記しておくことは可能で

す。あるいは、上記が主題ではない時には、もうひとつ別の論文でそうした方法論上の問題に照準して記述するという方法もあります。いずれにしても、その研究の主題が何であるのかということにも依ってその記述の仕方は変わってきますが、その主題に対する自らの立ち位置やその立脚点からの解釈作業過程、更には調査協力者に与えた効果や影響等について付記／明記しておくことが効果的であると思います。それが「唯一の解」では全くありませんが、多くの場合において「効果的」ではあります。

基本的に、今日私がお話した内容は、「事前において調整・対応しておく」と効果的である諸々の方法」について、「事後的にも確認しておく」と効果的である彼是の諸手続き」について話をしました——その意味では、調査の遂行においては（様々な困難があるにしても）「手練手管」でやっていくことが可能であるということです。

このような一連の「心構え」と「諸手続き」を通じて研究・調査の遂行における様々なコンフリクトが生じることを回避しつつ——むろん、それを完全に回避することはできませんし、むしろそうしたコンフリクトを契機に調査協力者との関係性が変容したり、それを契機にその人たちや団体・組織が置かれている「別様な現実」が照射されることもあります——、「書きたいことを書いていく」ということを完遂し得ると思います。今回はこのような「調整・対応可能な技術的な問題」についてのみ言及をいたしました。

しかしながら、冒頭でも指摘したように、研究の遂行において「調整・対処可能であること」と、研究において「倫理的であること」はさしあたり分けて考えることができるし、分けて考えることがよいだろうと思います。「倫理的であること」についてはそうそう簡単に処理してはならない問題であり、それは一般的に「同意と説明」や「プライバシー等の厳守」「研究倫理委員会の創設」などによって語られている、いわゆる「研究倫理なるもの」には還元・回収されない問いを孕んでいることを認識する必要があります。「倫理的であること」をめぐる厄介な問題とはこのような共通理解のもとで思考するべきであろうと思っています。以上のように理解いただければと思います。

【司会 松原】

ご回答をありがとうございました。夏休みを控えて、調査を計画している院生も多いと思います。皆さんには、ぜひ教員とディスカッションをしていただきたいと思います。調査に出る前、あるいは質問紙をつくる時に、今日皆さんが喚起されたことを教員にぶつけてもらって、どのように調査に取り組んだいいのかということを具体的に探っていただきたいと思います。わたしたちもガイドラインや、倫理委員会という体制を早急に組むようにするということになっていますから、近い将来それに沿って、皆さんの研究計画書が審査されるということにもなるかもしれません。しかし、まだ、そういったことが具体的に行なわれていないような学科等では、ぜひ今日の問題関心を皆さんの研究に反映すべく、教員とよく話し合っていたいただきたいと思います。